

水振第 134 号
令和 4 年 4 月 25 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達 増 拓 也



第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）

このことについて別添のとおり作成したので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



農林水産部水産振興課
漁業調整担当 大内
TEL : 019-629-5806
FAX : 019-629-5824

岩手県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条第 1 項の規定により海区漁場計画を定めたので、同法第 64 条第 6 項の規定により海区漁場計画の内容及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を次のとおり公示する。

令和 4 年 6 月 日

岩手県知事 達増 拓也

第 1 海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

公示番号 一区第 234 号

(1) 漁場の位置（漁場名） 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜沖）

(2) 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

ア点 北緯 39 度 15.881 分、東経 141 度 55.339 分

イ点 北緯 39 度 15.860 分、東経 141 度 55.334 分

ウ点 北緯 39 度 15.793 分、東経 141 度 55.423 分

エ点 北緯 39 度 15.720 分、東経 141 度 55.380 分

オ点 北緯 39 度 15.823 分、東経 141 度 55.066 分

カ点 北緯 39 度 15.921 分、東経 141 度 55.119 分

キ点 北緯 39 度 15.937 分、東経 141 度 55.168 分

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
第一種区画漁業権	ほや垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さけ・ます小割式養殖業	〃

(4) 存続期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

(7) 条件

① 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

② エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の間接点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 3 メートル以上の高さに設置しなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項 無し

第 2 海区漁業調整委員会の意見の概要等

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
別添のとおり

2 漁場の図面
別添のとおり

第 3 申請期間等

1 漁業の免許予定日 令和 4 年 10 月 1 日

2 沿岸漁場管理団体の指定予定日 無し

3 申請期間 令和 4 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

